入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号)、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号)、秋田県財務規則（昭和３９年秋田県規則第４号）等に基づき秋田県が行う入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1　入札に付する事項

（1）売却物品の名称及び数量

品名：鋼材　101.8 t

（2）売却物品の保管場所

秋田市新屋割山　地内

（3）売却物品の搬出期限

令和 8 年 12 月 17 日（木）までとする。

（4）売却物品の搬出条件

売却物品は現場渡しとし、搬出に係る費用（移送費、敷鉄板設置撤去費、除雪費）の一切を落札者が負担すること。

2　売払に付する条件

（1）落札者は、県の発行する納入通知書により売買代金を納入しなければならならい。

（2）落札者は、売買代金の納入後でなければ、売却物品の引き渡しを受ける事ができない。

3　入札に参加する者に必要な資格

（1）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（2）秋田県暴力団排除条例（平成２３年秋田県条例第２９号）第６条に規定する暴力団員または暴力団と密接な関係がある者に該当しないこと。

（3）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（4）秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第６条に基づく物品供給業者等登録名簿に搭載されていること。

①　業種種別「古物商・廃棄物処理」に登録していること。

②　秋田地域振興局管内に本社又は営業所を有していること。

4　契約事項を示す場所等

契約事項については、令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 16 日（月）までの期間、秋田県公式Ｗｅｂサイト「美の国あきたネット」（http://www.pref.akita.lg.jp/）に掲載する。

5　入札説明書等の交付

入札説明書及びその他様式等については、令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 16 日（月）までの期間、秋田県公式Ｗｅｂサイト「美の国あきたネット」（http://www.pref.akita.lg.jp/）に掲載し、配布するものとする。

6　提出書類等

本入札に参加しようとする者は、次により書類等を提出しなければならない。

（1）提出書類等

①　入札参加資格確認申請書（様式第１号）

②　履歴事項全部証明書の写し若しくは秋田地域振興局管内に本社又は営業所があることを証明する書類の写し

（2）提出期間

令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 16 日（月）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第２９条）第１条第１項に規定する休日を除く。

（3）提出時間

午前９時から午後５時まで

（４）提出場所
郵便番号　０１０－０９５１
秋田県秋田市山王四丁目１番２号
秋田県秋田地域振興局建設部河川整備課　太平川改修推進チーム
（電話番号　０１８－８６０－３４７４）
（５）郵便による場合は、書留にて令和 8 年 11 月 16 日（月）午後５時までに（４）に定める場所に必ず到着させること。
（６）（１）①、②について、説明を求める場合がある。
（７）（６）の説明に応じない者は、本入札に参加することができないものとする。
（８）申請に虚偽があった場合は、参加資格を取り消すものとする。

7 物品現物確認日時及び場所等
（１）日　　時　随時
（２）場　　所　秋田市新屋割山　地内
（３）そ の 他　物品現物確認を希望される場合は事前に担当（秋田県秋田地域振興局建設部河川整備課　太平川改修推進チーム　金沢、電話番号：０１８－８６０－３４７４）まで連絡をお願いします。

8　入札執行の日時及び場所
令和 8 年 11 月 17 日（火）10 時 00 分
秋田県秋田市山王四丁目１番２号　秋田県秋田地方総合庁舎地下 1F　総 B01 会議室

9　入札書の提出方法等
（１）入札は原則として入札者又はその代理人が行うものとする。
なお、代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
（２）入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員が身分証明書等の提示を求めることがある。
（３）入札書は、封筒に入れ密封し、「売却物品名」を記載の上、提出すること。
（４）郵送による入札は認めないものとする。

10　入札及び開札の方法等
（１）入札及び開札は、入札者又はその代理人が立ち会いのうえ行うものとする。
（２）開札に立ち会う場所に持参するもの
①　開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証など）
②　再度の入札に使用する印鑑
③　委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る）

11　入札書の書き換え等の禁止
入札書の書き換え、引き替え及び撤回をすることはできない。

12　入札執行回数等
（１）入札執行回数は、３回までとする。
（２）当該入札への参加者が１者であった場合でも、入札を執行するものとする。

13　落札者の決定方法
（１）予定価格以上で最も高い価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
（２）落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
（３）開札をした場合において、入札金額のうち予定価格以上の入札が無いときは、直ちに再度入札を行う。
（４）16 に定める事項に該当した者は、再度入札に参加することはできない。

14　入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額を落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税を含む金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を入札書に記載し、うち消費税額及び地方消費税額も併せて記載すること。

15　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約金額の１００分の１０以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができる。

（３）契約保証金の納付を免除される者

①　契約保証金については、次のア又はイの書類を契約締結までに提出し、審査の結果、免除と認められた者

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約証書

イ　過去２年の間に国又は地方公共団体と当該契約若しくはこれに相当する契約を履行した証として、１件の契約で当該入札価格の５割を超える２件以上の契約書等の写し及び履行を確認できる書類（支払通知書等の写し等)。

②　審査資料等提出場所

６（４）に定める場所

16　入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

（１）入札に参加する資格がない者のした入札

①　委任状を持参しない代理人のした入札

②　６（１）に定める提出書類等を提出しないましした入札

③　入札公告に定めた資格のない者のした入札

（２）入札保証金を納付しない者（免除された者を除く）又はその金額に不足のある者のした入札

（３）同一の入札について２以上の入札をした者の入札

（４）同一の入札について２人以上の入札者の代理人となった者の入札

（５）談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札

（６）入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

（７）前各号に定めるほか、入札説明書等で指示した条件に違反すると認められる入札

17　入札者がくじを引かない場合に代わってくじを引く者

秋田県秋田地域振興局　総務企画部職員

18　契約書作成の要否

要

19　その他

（１）当該売却物品について疑義がある場合は、令和 8 年 11 月 11 日（水）まで、秋田県秋田地域振興局建設部河川整備課　太平川改修推進チームに書面で提出すること。

（２）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（３）本入札説明書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則等の定めるところによる。

20　問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

秋田県秋田地域振興局建設部河川整備課　太平川改修推進チーム

（電　話　０１８－８６０－３４７４）

（ＦＡＸ　０１８－８６０－３８３６）